

令和8年度社会福祉推進事業 個別課題について

番号	課題名	概要	上限額(千円)
1	被保護者健康管理支援事業の 効果的・効率的な実施方法の 確立に向けた調査研究	<p>令和7年12月に取りまとめられた「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」の中間的な整理を踏まえ、特に保健事業の起点となる「健康状態の把握(健診等)」や、構成員から強い指摘のあった「庁内他部門や地域の医療機関との連携」を中心に、効果的・効率的な実施方法の提示に向けて実態調査・好事例収集を行う。</p> <p>① 以下についてアンケート調査・ヒアリング等を実施し、福祉事務所における被保護者の健康状態の把握に係る課題の整理、対応策について報告書にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保護者に対する健診の実態、未受診の理由、実施体制の課題等</li> <li>・対象の状況に応じた健診受診勧奨の優先度</li> <li>・被保護者自身の健診等への認識</li> <li>・健診以外の手法による健康・生活課題の把握方法の実態 等</li> </ul> <p>② アンケート調査・ヒアリング等を実施し、健康管理支援事業の好事例を収集し、事例集を作成する。特に、庁内他部門との連携(ノウハウ共有や各種施策の活用等)、地域の医療機関・関係機関との連携、被保護者の健康意識の向上に効果的な取組、被保護者の社会参加の促進等の観点で好事例を選定する。その際、当該取組による「定量的な効果」も含めた情報収集に努める。</p> <p>【特記条件】 生活保護制度、健康・医療保険分野におけるヘルスケア及びデータ分析に十分な知見を有する事業者であること。</p>	10,000
2	生活に困窮する外国人に対する 生活保護の実施に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマの背景にある問題意識 たとえば、自民党外国人対策本部における提言においては、現状と問題点として、「外国人による利用実態の把握が十分でない」との指摘もある中、引き続き、外国人による不適切な制度利用を防ぐ必要がある」とされているなど、外国人による制度の利用実態や、制度の適正化の議論に関して世論の関心が高まっている。</li> <li>・実施すべき事業内容 主に自治体へのアンケート調査などの手法を通じて、外国人に対する生活保護の実施に係る地方自治体における業務上の課題や外国人による制度の利用実態を把握する。</li> <li>・成果物の体裁 外国人の生活保護の実施に関する自治体における事務の課題や利用実態を把握し、今後の制度利用の適正化の検討に資する報告をとりまとめる。</li> </ul>	10,000
3	生活保護受給者向け就労支援 における就労機会確保の推進 策に関する調査研究	<p>令和7年度社会福祉推進事業では、生活保護受給世帯のうち「その他の世帯」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに一般就労に就くのは困難な層(※)が一定存在すること</li> <li>・こうした層に適した支援が十分機能しておらず(かつ、当該層が各種制度の狭間に落ちており、他施策も含めて適切な支援が無い)、これが生活保護受給者の就労・増収につながっていない要因の一つであることが指摘されている。</li> </ul> <p>(※)発達障害の疑いがある者、離転職を繰り返す者、ひきこもり状態にある者等</p> <p>こうした、直ちに一般就労に就くことが困難な層に向けた就労支援として、一部の地域では、先行的な取組(被保護者の希望や特性に合った事業者等の紹介・開拓/既存求人ベースに対象者・雇用主間の諸条件等を調整/業務の切り出し等)が実施されており、一定の成果を上げていることから、今後、全国的に普及・拡大していくことが重要である。</p> <p>このため、先行的な取組について、全国的就労支援員(特に求人開拓を担当している就労支援員等を念頭)が取り組むことができるよう、学識者、就労支援事業者(実践者)、自治体により構成する研究会を組織し、先進事例について聴取・検証し、全国的に普及可能な手法をマニュアルとしてとりまとめる。</p>	8,500

4	医療扶助等における「都道府県による市町村支援」の推進に向けた調査研究	<p>「都道府県による市町村支援」について、国においては、データ分析を行うべき共通指標やガイドラインの策定、分析支援ツールの配布および研修会の開催等を実施するなど、全ての都道府県における実施を目指して取組を進めているところである。しかしながら、都道府県が取組を進める上で様々な障壁(人員不足、ノウハウ不足等)があることから、希望する自治体に対し伴走支援を行い、横展開可能なモデル的な取組の組成を目指すとともに、取組を推進するために必要な支援を明らかにし、それらを踏まえガイドラインにおいて改定すべき内容を報告書としてまとめるものとする。</p> <p>① 3～5都道府県への伴走支援の実施。 (現状・課題の整理、取組方策の検討・提案・実施・評価等) ② ①等を踏まえた事例の取りまとめ、共通指標やガイドラインの内容の検証、改定内容の提言。</p> <p>【特記条件】 生活保護制度、健康・医療保険分野におけるヘルスケア及びデータ分析に十分な知見を有する事業者であること。自治体への伴走支援の経験がある事業者が望ましい。</p>	10,000
5	生活保護の査察指導員の効果的な研修のあり方に関する調査研究	<p>・テーマの背景にある問題意識 各種福祉制度等や職場をめぐる様々な変化(支援する世帯の多様化、制度の複雑化、職員の価値観の多様化、経験豊富な職員の減少等)が進む中で、生活保護事務を円滑に、効果的に進めていく上で、福祉事務所の査察指導員は最も重要な役割を担っている。一方で、育成するための研修体系やプログラムが確立されておらず、国や都道府県、指定都市において、様々な内容で独自に研修が実施されており、全国での育成のレベルアップや標準化という観点から課題がある。また、生活困窮・保護部会でも、国が査察指導員への研修モデルを提示したり、研修素材を継続的に提供したりすることなど、人材育成に関する積極的な取組が求められている。 これらの状況を踏まえ、昨年度は標準的な研修カリキュラムの骨子を策定しており、R8'は全国的な研修の普及等に向けて、これを体系的に深化させるとともに、効果的な研修を実施するための方策を検討する。</p> <p>・実施すべき事業内容(アンケート、研修会、検討会) ○検討委員会の設置 学識経験者や現場の実践者等により構成される委員会を設置し、標準的なカリキュラムの詳細、それに基づく教材の作成、講師等を確保するための方策等、効果的で実践的な研修を普及するための検討を行う。</p> <p>・成果物の体裁 ○報告書の作成と教材等の試作 検討委員会での議論を取りまとめた報告書を作成するとともに、科目毎の研修用教材(テキスト・動画)等を試作し、翌年度以降の研修に活用していく。</p> <p>【特記条件】 生活保護の査察指導員の業務に関する十分な知見を有していること。</p>	10,000
6	新たな第二種社会福祉事業の実施マニュアル策定に向けた調査研究事業	<p>社会福祉法に規定されている現行の福祉サービス利用援助事業については、都道府県の区域内であまねく事業が実施されるようにするため、事業の実施義務を負う社会福祉協議会に向けたマニュアル(日常生活自立支援事業推進マニュアル)が策定されている。一方、単身高齢世帯の増加等の背景を踏まえ、社会保障審議会福祉部会報告書(令和7年12月18日)において、社会福祉法に規定されている福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させ、「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業として位置付ける方向性が示された。今後、制度改正により、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等の日常生活支援に加え、「円滑な入院等の手続支援」や「死後事務の支援」を新たに実施することや、成年後見制度の利用を終了して本事業を利用する場合には、現行の利用者よりも判断能力が不十分な者が利用することが想定される。以上を踏まえ、学識経験者、専門職団体、実務担当者等からなる「検討委員会」を設置し、事業実施における課題の整理・分析を行った上で、円滑な入院等の手続支援や死後事務の支援など新たに実施することになる事務の具体的な手順、現行の利用者よりも判断能力が不十分な者と契約する際の留意事項、相談受付票や契約書等の様式例等の内容を盛り込んだ新たな第二種社会福祉事業の実施マニュアルを策定する。なお、マニュアルについては社会福祉協議会以外の実施主体においても実務上の参考資料として活用することが想定される点に留意する。成果物は、現在発行されている「日常生活自立支援事業推進マニュアル」の改訂版とする。但し、令和8年度の成果物については、(案)の状態で差し支えない。</p> <p>【特記条件】 現行の福祉サービス利用援助事業について知見を有していること。なお、成果物については令和8年度中にマニュアルの素案を作成し、令和9年度に成案化することを想定している。</p>	10,000

7	自立相談支援事業等の支援体制の実態把握及び更なる効果的な実施に向けた調査研究事業	<p>自立相談、就労準備、家計改善、子どもの学習・生活支援事業における支援員の配置状況や業務量等を調査・分析し、適切な人員配置のあり方等について整理する。</p> <p>1. 具体的内容・手法  ・支援員の配置状況や、各種支援員の役割分担の状況等について、令和7年度調査において不足している観点についての洗い出しを行い、追加的に、全国の自治体に対するアンケート調査及びタイムスタディ・ヒアリング調査を行う。  ・調査結果を基に、有識者や支援者等による検討会を開催し、各支援に係るコスト分析や各種支援員に求められる専門スキルの整理、現行の補助体系の課題整理等を通じて、適切な人員配置の体制のあり方について整理・検討を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)  標準的な支援コストや人員配置のモデル等を整理して報告書にまとめ、自治体の体制づくりの支援ツールとして活用する。</p>	12,000
8	中核機関の運営マニュアルの策定に向けた調査研究事業	<p>中核機関の整備率は68.2%(令和6年4月1日時点)に留まり、特に小規模市町村での整備が遅れている。今後、制度改革により中核機関の役割が明確化され、守秘義務等も課せられることが想定されることを踏まえて、既存のマニュアルを見直し、施行時に市町村及び中核機関が円滑に事務を進めるための実務指針を整備する必要がある。また、今後の成年後見制度の見直しへの対応や、令和8年度以降に見込まれる第三期成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた検討の状況を踏まえた対応が必要である。こうした状況を背景に、学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」を設置し、中核機関のコーディネート業務のあり方や会議の運営、守秘義務規定等に関わる仕組みを整理する。なお、家庭裁判所からの意見照会対応等の仕組みは、参考資料としての整理に留めるものとする。  最終的な成果物は、「中核機関の運営マニュアル」とする。これらは、中核機関法制化後の実務指針として全都道府県及び市町村に周知されるとともに、厚生労働省が実施する市町村・中核機関職員向け研修の教材等として活用し、民法・社会福祉法等改正後の新たな体制の充実を図ることを目的とする。</p> <p>【特記条件】  成年後見制度および地域福祉推進に深い知見を有し、市町村の中核機関設置運営に関する調査実績があること。</p>	10,000
9	困難な問題を抱える女性への支援の実施状況等に関する調査研究事業	<p>・テーマの背景にある問題意識  一時保護や施設入所を断らない体制の整備や支援の質の向上に向けては、公的支援機関における女性支援関係職員(女性相談支援員、心理支援員、施設支援員等)の体系的な育成が重要であるところ、その具体的な検討に際して必要となる基礎資料(職員の資格保有状況、業務実態、研修受講状況等)を得るとともに、体系的な育成方法の方向性を整理する。  また、自殺企図のある若年女性等の特に受入困難な事例について、実際の支援の実態(受入に係る人的・物的コストや工夫等の好事例)を把握することで、困難事例の受入に係るインセンティブの設計等に向けた根拠となるデータを得る。</p> <p>・実施すべき事業内容  上記の調査項目について、学識者等も含めた検討委員会を開催し調査設計等を行った上で、実態調査(支援関係職員へのアンケートや困難事例の受入施設における調査等)を行うとともに、女性支援関係職員の体系的な育成方法の方向性も整理する。</p> <p>・成果物の体裁  上記調査研究の結果について報告書にまとめる。</p>	10,000

10	災害時にも活用できる平時の地域福祉体制の実態把握と展開に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の在り方検討会議及び社会保障審議会福祉部会において、包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を自治体に促す必要性が指摘されている。</p> <p>安定的な日常生活への移行、災害関連死の抑制等を目的として災害時の福祉的支援を充実させていくためには、各自自治体において、平時から災害時にも活用可能な地域福祉の体制づくりや効果的な連携方策について検討を進めていくことが重要である。</p> <p>このことから、各自自治体において、福祉部局と防災部局及び関係機関等との連携に関する現状と課題を把握するとともに、効果的な地域福祉体制や連携体制のあり方を整理のうえ、体制構築に至るプロセスや詳細な活動内容及び効果を見る化(事例集作成)し、各自自治体や関係機関等へ周知する。</p> <p>①各自自治体における災害時にも活用可能な地域福祉体制や連携づくりの取組状況に関する調査(アンケート及びヒアリング等)</p> <p>②検討委員会の設置・運営</p> <p>③各自自治体の現状と課題を踏まえ、災害時にも活用可能な地域づくりや効果的な連携方策のあり方を整理</p> <p>④先行自治体を講師とした自治体向け研修会を開催</p> <p>⑤先行自治体の体制構築のプロセスや詳細な活動内容及び効果を事例集としてまとめる。</p> <p>【特記条件】 災害ケースマネジメントに加え、平時の地域福祉活動に関する知見を有すること。</p>	10,000
11	生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の中での困窮などの課題を抱える子ども・若者支援の在り方等に関する調査研究	<p>子ども・若者支援については、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業をはじめ、福祉、教育、雇用など様々な施策、取組が進められているが、若者は相談窓口へのアクセスに対する心理的なハードルの高さがあるため、自ら相談窓口に行けず、深刻な状態になってから顕在化するなどの特性がある。また、ヤングケアラーに支援が届かないといった指摘や、ヤングケアラーに限らず支援につながったとしても、年齢や制度間の接合性の問題により必要な支援が途切れ、社会的孤立に陥りやすいと指摘されている。</p> <p>支援に当たっては、困窮などの課題を抱える子ども・若者はその家族も含め複合的な課題を有することが多いため、様々な分野の個々の施策により支援を行うとともに、各施策が有機的に連携し、年齢等により必要な支援が途切れないようにすることが求められている。さらには、課題が複雑化、深刻化する前に早期に発見し、早期に支援していくことが重要である。</p> <p>こうしたことを踏まえ、早期発見、早期支援、予防的支援の観点も含めて、各自自治体において、子ども・若者に対して、生活困窮者自立支援制度を軸とした多機関と協働した包括的な支援体制が構築され、効果的な子ども・若者支援が展開されるよう、先進的な子ども・若者支援の取組をする自治体や団体の取組状況、包括的な支援体制の整備状況(各施策、関係機関との連携状況等)、子ども・若者支援に当たっての課題等を把握し、有識者や自治体職員、子ども・若者の支援者等からなる検討委員会を設け、子ども・若者支援における生活困窮者自立支援制度を軸とした地域ぐるみの包括的な支援の在り方等について、検討、整理し、報告書としてまとめる。</p> <p>【特記条件】 検討会の委員構成について、厚生労働省と調整の上、事業を実施すること。</p>	12,000
12	持続可能な民生委員制度の構築に向けた調査研究事業2.0ー民生委員の業務・役割の整理、現代社会に対応した定数基準の策定ー	<p>昨年12月の民生委員の一斉改選の結果、各自自治体が定める定数24万0971人に対して約2万人が欠員となり、多くの地域において担い手の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>さらに令和6年に開催された「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」においては、居住要件の見直しの他、民生委員の担い手確保対策について引き続き検討すべきと議論の整理が行われたところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、令和7年度において自治体・民生委員・学識経験者による民生委員の担い手確保対策を含めた「持続可能な民生委員制度の構築に向けた検討を行うための調査研究事業」を行い、行政と当事者団体がなすべき課題を明確化するための議論を行っており、令和8年度においては、そこで「明確化された課題」に対して具体的などのような対応方策を打っていくべきか、特に民生委員の業務負担軽減に向けた業務・役割の整理、民生委員が見守る世帯等に応じた定数基準の策定(見直し)に向けた検討を中心に議論を行う。</p> <p>・委員会の設置・運営・報告書のとりまとめ</p> <p>・「明確化された課題」に対する中長期的な具体的な方策等の分析・検討</p> <p>・生活保護世帯や、母子家庭、独居高齢者等、民生委員が見守る世帯等に応じた定数基準が策定できるよう社会構造、社会福祉サービス、統計学等様々な観点から分析・整理</p> <p>【特記条件】 ・内示後速やかに事業を開始できるようにし、委員会は原則対面で実施すること ・委員候補者選定は厚労省の担当課と十分調整の上行うこと</p>	15,000

13	ひきこもり支援ハンドブックの利活用促進に向けた都道府県等研修の普及・促進に関する調査研究事業	<p>昨年1月に策定した「ひきこもり支援ハンドブック」の理念に基づいた支援について、各市区町村相談窓口が具体化できるよう支援者を養成する必要がある、国が実施する研修のみならず、各都道府県等(政令市含む)が各地域の実情に応じた実践的な研修を行うことが重要である。また、各都道府県を主体として研修を実施することで、各地域の支援者同士のネットワーク構築にも資することから、支援者のニーズも極めて高い(昨年度試行的に実施した地方での対面研修では、約97%の受講者が地方開催での研修を評価していた)。</p> <p>そのため、各都道府県等における研修実施状況の調査・分析を行った上で、ひきこもり支援ハンドブックの利活用に効果的な研修実施方法の検討を行い、各都道府県等が効果的に研修を実施するための手引を作成することで、各地域における研修の充実ならびにハンドブックに基づいた支援の実践力向上の浸透を目指す。</p> <p><b>【実施すべき事業内容】</b>  1 各都道府県等の研修実施状況の調査(アンケート及びヒアリング等)  2 検討会の設置・運営  3 アンケート及びヒアリング調査で把握した実態・課題を踏まえ、ハンドブックの利活用促進に効果的な研修の実施方法の提案(手引の作成)  ※各都道府県等が研修を実施する際の講師の選定やファシリテーターの育成方法の検討も行う想定  4 3で作成した手引を踏まえ、試行的な研修会の実施  5 1～の実施内容を調査研究報告書にまとめること。</p> <p><b>【特記条件】</b>  ・事業の実施にあたっては、令和7年度社会福祉推進事業「ひきこもり支援ハンドブックに基づく人材育成カリキュラムに関する調査研究事業」を参照すること。</p>	10,000
14	地域居住支援事業における効果的な支援の在り方に関する調査研究事業	<p>居住支援事業(シェルター事業、地域居住支援事業)については、令和6年の法改正により、地域の実情に応じた必要な事業を実施することを努力義務化した。特に地域居住支援事業の直近の実施率は約1割となっている。同事業の未実施の理由としては、ニーズが不明又は少ないため事業化しにくい、あるいは、自立相談支援事業等により対応している、人員不足、委託先がないなど様々である。その一方で、自立相談支援事業における相談状況を見ると、地域居住支援事業の支援対象となりえる「住まい不安定」や「社会的孤立」が課題となっている者が一定数いる。また、地域居住支援事業の担い手として期待される居住支援法人は年々増加しており、潜在的なニーズはあることがうかがえる。</p> <p>また、今後、生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることを明確化することが求められており、支援策の一つとして地域居住支援事業の重要性は益々高まっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、多くの自治体において着実に地域居住支援事業が実施されるよう、地域居住支援事業における具体的な課題(人員配置や支援内容、運営方法等)を把握、分析し、有識者や自治体職員、支援者等で構成する検討委員会を設けて、地域居住支援事業に求められる役割や機能(自立相談支援事業との役割分担を含む)をあらためて整理するとともに、把握分析した課題に対する対応案(人員配置を含めた効果的、効率的な支援内容や運営方法等)や、事業を立ち上げる際のポイント、留意事項等についても、検討、整理し、報告書としてまとめる。</p> <p><b>【特記条件】</b>  検討会の委員構成について、厚生労働省と調整の上、事業を実施すること。</p>	10,000
15	生活困窮者自立支援制度による支援情報記録・情報収集の在り方に係る調査研究	<p>○ 生活困窮者自立支援制度においては、厚生労働省が「生活困窮者自立支援統計システム」を整備し、自立相談支援事業等を実施する全ての自治体・委託先に対して、同システムを利用した支援記録の管理・支援件数等の報告を求めている。</p> <p>○ しかしながら、現状同システムについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度施行時に設計した基盤システムから大幅な更新がなされていない</li> <li>・ 記録される支援情報の項目等を定める要綱も制度施行以降改正されておらず、項目に過不足があるほか、項目の定義が不十分であり、同じ項目でも記載内容にばらつきが生じている等の理由により、支援実態を正確に記録できていない。</li> </ul> <p>○ この点、自治体や有識者からも指摘されており、一部の自治体においては、自治体独自のシステムが併用されている。システムの併用は、入力者の負担増や、厚生労働省が同システムを用いて収集する情報の正確性の低下につながるものであり、早急に同システムを自治体・支援関係機関の実態に即した仕様に変更する必要がある。</p> <p>○ このため、支援対象者に係る情報のうち、同システムに記録すべき項目(支援の質の向上のために関係者間で共有すべき項目、経年変化を確認すべき項目等)や、今後の政策立案に活用するため、全国データが必要な項目等を整理し、今後予定している同システムのガバメントクラウド移行作業の中で反映するため、以下を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自治体職員、支援員、有識者を中心とした調査研究委員会の設置</li> <li>② 過去の調査研究事業(評価指標等の策定)や先行研究の文献調査</li> <li>③ 有識者(5人程度)・市町村ヒアリング(10箇所程度)</li> <li>④ 対象市町村より支援記録のサンプル提供を受け、入力内容について分析</li> <li>⑤ 新たな入力項目(帳票設計)や情報収集項目について整理</li> <li>⑥ ①～⑤による成果を報告書にまとめる。</li> </ol> <p>※ ⑤・⑥は令和8年度末までに行うことを想定しているが、同年度に本事業と並行して行う、ガバメントクラウド移行後のシステムの仕様案作成等に係る調査研究事業の進捗に応じ、時期を早める可能性がある。</p> <p><b>【特記条件】</b>  ・ ガバメントクラウド移行後のシステム仕様案作成等に係る調査研究事業の受託者と、システム構築に係る調整を行うことができるよう、システム構築に係る基本的な知識を有すること。  ・ 調査研究委員会の委員選定は、厚生労働省と調整の上、行うこと。</p>	10,000

16	社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業	<p>社会福祉法人が行う合併・事業譲渡等(譲渡又は譲受)について、希望する法人が事務手続き等を円滑に実施できるよう、令和2年度に「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」及び「合併・事業譲渡等マニュアル」を策定し、令和6年度に必要な改訂を行っている。本調査研究事業において、法人の合併・事業譲渡等の実態について、適切に行われているか等を調査し、ガイドラインの改訂など必要な対応について研究することを目的とする。</p> <p>(実施すべき事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併や事業譲渡等を実施したことのある社会福祉法人(厚生労働省から提供)、及び所轄庁に対し、アンケートやヒアリング等を通じた以下の調査・研究を行う。また、有識者や関係団体等で構成される検討委員会を組織し、アンケート結果を検証した上で、懸念される事項、及びそれに対する改善策、注意が必要な点等の検討を行う。</li> <li>・現行のガイドライン等を踏まえた手続きに係る課題の有無・分析</li> <li>・理事会や評議員会など法人内部の意思決定プロセスや所轄庁の認可等に係る実態把握と課題の有無・分析</li> <li>・仲介者を利用する場合に、標準的な仲介者の業務内容や手数料、利用する場合の留意点等の整理</li> <li>・所轄庁の関わり方のあり方について実態把握と課題有無の整理</li> </ul>	10,000
17	社会福祉施設職員等退職手当共済制度の安定的な運営に向けた調査研究事業	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、昭和36年の創設以降、社会福祉施設等に従事する人材の確保、福祉サービスの安定的な供給等に寄与してきた。</p> <p>人口減少社会を迎え、福祉・介護人材の確保が課題となっている中、福祉・介護人材の確保や定着及び処遇の維持に資する共済制度の安定運営を図るためには財政状況の将来推計を行い、把握することが重要となる。</p> <p>本調査研究事業では、現状の推計精度の向上を図るための検討及び運用改善等の検討のための基礎資料を作成することを目的とする。</p> <p>(実施すべき事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況の将来推計の精度向上に必要なデータ項目等の整理</li> <li>・長期的な推計の検討が行えるワークシートの構築</li> </ul>	12,000
18	介護福祉士養成課程における災害時の介護に係る教育のあり方に関する調査研究事業	<p>介護福祉士は、これまで多くの災害現場において、要支援・要介護者の生活の継続を担ってきた。災害が頻発している状況においては、日頃から災害時の介護について備えておくことが重要である。被災時に自分の身を守ること、被災現場での介護のあり方について介護福祉士が理解し主体的に行動できるための教育が求められる。</p> <p>令和7年度に調査研究事業を実施し、災害時の介護経験をもつ介護福祉士への調査から、平時とは異なる状況において、多職種と連携し、基礎的な介護方法に加え、限られた状況において創意工夫する力、判断する力等が求められることが明らかになった。また、介護福祉士養成校における、災害時の介護に関する教育の実態把握をした。授業は座学中心であり、教育方法の展開や教材に課題があること、教育すべき内容について定まっていないことが明らかになった。</p> <p>災害介護における介護福祉士の役割、教育すべきことについて介護福祉士養成課程における教育の均質化を図るため、教育に含むべき内容について検討し整理をする。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討会の設置</li> <li>2 ヒアリング調査の実施</li> <li>3 報告書としてまとめる(災害介護における教育のねらい、教育に含むべき内容について)整理</li> </ol>	10,000

19	災害時の福祉支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の人材育成のあり方に関する調査研究	<p>○問題意識 災害時の福祉支援の場面では、被災地域におけるコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の活動が欠かせない。令和7年度社会福祉推進事業では、発災時やその前後における社会福祉士等の機能と役割について、近年の災害時の福祉支援の活動内容を見る化(事例集作成)することに取り組んだところ。さらなる課題として見えてきたのは、応急期(DWAT活動終結まで)だけではなくその後の復旧期に至るまで切れ目なく被災者の生活を支えていくための継続的・横断的な支援の必要性であり、これを担うことのできる社会福祉士等の人材育成である。しかし目下のところ、社会福祉士等の人材育成のあり方について体系化されたものはなく、支援の質に偏りが生じていることは看過できない。また、支援者間での連携や情報共有に標準化されたものはなく、支援が途切れてしまうといった課題もある。そこで、災害時の福祉支援における社会福祉士等の人材育成のあり方について検討し、これを具体化するための研修体系や標準的なプログラム等を作成する。</p> <p>○事業内容 1 有識者検討会の設置・運営 2 災害時の福祉支援における社会福祉士等の人材育成のあり方についての検討 3 これを具体化するための研修体系や標準的なプログラム等の作成</p> <p>○成果物 報告書としてとりまとめるとともに、自治体や社会福祉協議会等の関係機関へ配布する。</p>	9,000
20	DWATに関する実態把握及び普及啓発の取組に関する調査研究	<p>災害派遣福祉チーム(DWAT)は、令和7年の改正災害救助法施行とDWATの運用を定めるガイドラインの改正により、活動範囲が在宅・車中泊避難者等へ拡大しており、チーム員の更なる養成を図る必要があるが、社会福祉施設等で従事する職員がチーム員になるためには、所属する法人や社会福祉施設等からの理解が重要である。また、実際の派遣要請があった際に、施設の体制等から速やかに要請に応じることが困難となる課題もある。さらに、DWATが被災地で円滑に要配慮者に対する支援を行うためには、DWATがどのような活動をするチームであるか地域住民や市町村等からの理解を得る必要があるが、現状では十分に理解を得られていない課題もある。これらに対応するため、DWATチーム員が社会福祉施設等に与える影響等の基礎データの収集やDWATの活動内容に関する普及促進の取組について検討することを目的とする。</p> <p>(実施すべき事業内容) 有識者や都道府県、関係団体から組織する検討会を設置し、以下の取組を実施する。 ・DWATチーム員が所属している社会福祉施設等に対し、アンケート調査によりDWATチーム員の所属前後による平時における入所者・利用者への支援内容や施設等における防災対策へ取組の違い等、チーム員が所属することによる社会福祉施設等への影響を定量的に把握するとともに、ヒアリング調査により災害時に派遣要請に応じやすくなるような工夫等を整理し、今後の検討に資する基礎データを収集する。 ・DWATの活動に関する地域住民等に対する訴求力のある普及啓発の手法について、ヒアリング調査等により市町村が実施する住民に対する普及啓発活動の取組事例も参考に検討し、都道府県が活用可能なツールを検討する。</p>	9,000
21	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進等に関する調査研究事業	<p>社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した公益的な取組を、より効果的・効率的に実施できるよう、実施に至るまでのプロセスを含む全国の取組事例を収集し、「地域における公益的な取組」を実施するにあたり参考となるような事例集を作成する。現に「地域における公益的な取組」が行われていない法人等が円滑に実施できるような環境整備を図り、もって適切な法人運営に資することを目的とする。</p> <p>(実施すべき事業内容) 地域における公益的な取組を実施している社会福祉法人や所轄庁に対して、下記についてのアンケートやヒアリングといった手法等により調査を行い、報告書としてまとめること。なお、社会福祉法人が、実施を検討する際の参考資料として活用できるものとする。報告書には以下の内容を盛り込むこと。 ・現に「地域における公益的な取組」を実施する法人において、取組にあたって、新たな地域ニーズの把握方法や法人内の体制整備、複数の法人・他機関との協働など公益的な取組を実施するまでの課題や検討、具体的な動きについて、地域ニーズを的確に取組に反映させるために取り組んだプロセスを例示するなどにより、簡易的にガイドするような内容とする。また、法人規模や介護・障害・保育の種別、地域性、取組の特徴に着目するなど、未実施の法人等にとってイメージしやすい構成とすること。 ・地域における公益的な取組の実施により、法人に与える影響や効果等についても把握・分析を行い、法人が検討する際に検討材料となりうる情報も掲載すること。 ・周知・広報する際の工夫など地域住民に対する取組の情報発信に関する有効な方策等についても好事例を掲載すること。</p>	9,000

22	地域生活定着支援センターにおける人材育成の在り方に関する調査研究事業	<p>・テーマの背景にある問題意識 平成30年度および令和4年度に実施した地域生活定着支援センターの業務や職員の業務経験等に関する調査研究事業では、いずれも業務経験年数3年以下職員の割合が約6割という結果であった。また、それらの調査においては、当該職員から「困りごとを気軽に相談したい」や「教育体制を充実してほしい」等、センターにおける人材育成体制の構築を求める意見が多く挙がっていた。こうした状況を踏まえ、本事業では全国のセンターに対し、人材育成等に関する実態調査を実施し、現状や課題等を収集するとともに、人材育成に係る好取組等の共有を目的とした専門研修会を開催する。また、全国共通の人材育成マニュアルを開発し、人材育成のツールとして活用し、職員の職場定着に繋げる。</p> <p>・実施すべき事業内容 1 全国共通の人材育成マニュアルの開発等を担う調査・検討委員会の設置。 2 全国のセンターを対象とした人材育成等の取組に係る実態調査の実施。 3 人材育成に係る好取組等の共有を目的とした専門研修会の開催。</p> <p>・成果物の体裁 全国の地域生活定着支援センターや都道府県の主管課に配布し、現場での活用を図る。</p>	10,000
23	地域共生社会の実現に向けた地域住民を主体とする自主的な組織と関係機関の連携強化に関する調査研究事業	<p>・地域共生社会を実現・深化させていくためには、地域住民が地域の福祉的な課題を共有し、これらの解決に向けて地域住民が主体的に参画できる場づくりが重要となる。中山間地域を多く抱える中国地方においては、人口減少や高齢化が進む中で、「地域運営組織」や「高齢者の通いの場等の自主運営グループ」の活動が活発に展開されている地域があり、地域住民の福祉活動への「参画の場」として、これらの地域住民を主体とする自主的な組織が重要な役割を担っている。こうした中で、地域住民を主体とする自主的な組織と、社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等の福祉関係機関及び民生委員や自治会などの地域関係者との間で緊密な連携・協力関係を構築していくことは、地域課題の解決に向けて限られた地域資源の力を引き出し、いく上でも極めて重要となる。</p> <p>・本調査研究では、中国5県内の中山間地域に加えて都市部を対象として、地域住民を主体とする自主的な組織及び福祉関係機関等を選定の上で、両者間の連携・協働の状況を調査し、課題の抽出や整理を行い、福祉関係機関等が地域住民を主体とする自主的な組織との連携・協働の強化を図るために参照できるポイントをまとめ、報告書を作成し、セミナーの開催等を通じて成果を発信する。</p> <p>【特記条件】 ・有識者検討会の設置・運営 ・報告書はWEB掲載可能とする。また、セミナーは録画しアーカイブ配信を可能とする。 ・中国5県(中国四国厚生局管轄)内の自治体をフィールドとして調査を実施する。</p>	10,000

※「その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業」は公募しない。